

3116

中七二一号

館長符号

昭和十六年十一月一日東郷外務大臣發
在米野村大使宛電報稿

六月二十一日附米國案第二項（歐洲戰爭ニ對スル兩國ノ態度）ノ
 末尾ニ「ノート」トシテ附記セラレアル交換公文案及同第三項日
 支和平解決）ニ附帶シ米側ノ提出セル通商無差別待遇問題ニ關ス
 ル三項目ノ質問ハ六月二十一日案トハ現在如何ナル關係ニアルモ
 ノナリヤ特ニ交換公文案ハ貴電第四二四號ニ依レハ同月二十二日
 貴大使ヨリ「ハル」長官ニ對シ本國政府ニ傳達シ得サル旨ヲ申聞
 ケラレタル趣ニテモアリ又最近貴地ニ於ケル交渉経過ニ鑑ミルニ
 米側ハ自衛權問題ニ關シテハ大體我方ノ立場ヲ諒承シ居ルモノノ

IMT 568

2

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

小六リ/五心
昭和二十一年六月二十一日

3116-118

貴大尉ヨリ「ハム」夏官ニ接シ本國如米ニ對シテ特サシム旨ニ申渡
ノテリヤ辨ニ交辦公文案ハ貴國第四三四號ニ於テハ同日二十二日
ハ三取目ノ質問ハ六月二十一日案ハハ既存財同ナリ歸納ニテハ
支味平辨表ニニ照會シ米價ノ異出ナリ商辦差限存照問應ニ關ス
米價ニ「ノ一」イニテ照會ナリ「ハ」交辦公文案及同案三取目
六月二十一日照米圖案第二取目（照將彈車ニ接スル兩國ノ諒解）ノ

在米裡林大尉家書譯編
昭和二十一年六月二十一日東京外務大臣館

如キ處右交換公文案ハ米價ニ於テハ之ヲ「ドロップ」セルモノト
解シ蓋支ナキ次第ナリヤ當方ニ於テ米圖案ヲ事務的ニ審議スルニ
當リ必要ナルニ付些カ書問ニ屬スル嫌アルモ爲念御取調ノ上御回
電アリ度シ

IMT 568

3

3

REEL No. A-0290



九七三三号
館長印

311 8118

讀マリ強ク
當リ必ズヤハニ付進イ齋開ニ據スル撤テハキ急急降取降ノ土時回
報シ差支ナキ次第ナリナ當式ニ付テ米國案ニ專断ニ審議スルニ
成キ與テ交辦公文案ハ米附ニ付テハ「ノロケ」ナリキハ

昭和十六年十一月二日東郷外務大臣發
在米野村大使宛電報寫
政府ハ組閣以來連日ニ亘リ大本營聯絡會議ヲ開催シ日米國交調整
ニ關スル根本方策ヲ慎重審議中ナリシカ右ハ來ル五日御前會議ニ
於テ決定ヲ見ル豫定ニシテ其結果ハ直ニ貴大使ニ訓電スヘキ處政
府ハ右ヲ以テ國交調整ノ最後の試ミヲ行フ次第ニシテ事態頗ル重
大ナルモノアリ交渉開始ノ上ハ諸般ノ情勢上極メテ急速ニ妥結ヲ
要スル儀ナルニ付キ右嚴ニ貴大使限リ御含ミ置キアリ度シ
尙近ク右折衝ヲ控ヘ居ル際萬事ニ慎重ヲ期セラレ度シ

IMT 568

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

1532

(分類)

電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	主管	號	電送第	時	分	發	年	月	日	前	後	略	略	
						宛	名	件	第	號	記	録	件	名	發	年	月	日	前
						在米		日米交渉		局長訓令(2件)									
						主任		局長(1件)											
						昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和	
						年		年		年		年		年		年		年	
						月		月		月		月		月		月		月	
						日		日		日		日		日		日		日	
						起		起		起		起		起		起		起	
						草		草		草		草		草		草		草	

(日本標準規格Bの)

0 1760 89

6

1532

米もし平和を欲せば 経済戦争中止せよ

【ニューヨーク特電二十九日電】二十九年二月二十九日、米大使は、日本大使館に所信表明を述べた。

對日態度なほ決せず 米首腦の足並不一致

米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。

米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。

米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。米首腦の對日態度は、米政府の對日態度と一致するものではない。

東京朝日新聞 昭和七年十一月一日夕刊

0 1759 88

5

EX 1166
1532

官 巨

電信課長 栗利加寛
主任 第一課長

昭和 年 月 日 時 分 秒

電送第	宛	件名	記録件名
1532	野村 仁俊	日米交渉 貿易訓令と関係(件)	

発 東郷 仁俊

昭和 年 月 日 起草

16.11.3

16.11.3 2593 D-7

1760 89

(日本標準規格 B5)

1532

米もし平和を欲せば 経済戦争中止せよ

懸念率直に所信表明

【ニューヨーク電】二十九日路透電云、三十二日東京からワシントンへ送られた日本の外務省の電文には、米日関係の現状が、このまゝの形で維持されることは不可能であることが言明されている。

米日交渉の進展が、米日関係の現状を改善するに十分なものであると見られる限り、日本は米日交渉を継続する。米日交渉が進展しない限り、日本は米日交渉を中止し、経済戦争を断行する。

日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。

米日交渉の進展が、米日関係の現状を改善するに十分なものであると見られる限り、日本は米日交渉を継続する。米日交渉が進展しない限り、日本は米日交渉を中止し、経済戦争を断行する。

日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。

米日交渉の進展が、米日関係の現状を改善するに十分なものであると見られる限り、日本は米日交渉を継続する。米日交渉が進展しない限り、日本は米日交渉を中止し、経済戦争を断行する。

日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。

米日交渉の進展が、米日関係の現状を改善するに十分なものであると見られる限り、日本は米日交渉を継続する。米日交渉が進展しない限り、日本は米日交渉を中止し、経済戦争を断行する。

日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。

米日交渉の進展が、米日関係の現状を改善するに十分なものであると見られる限り、日本は米日交渉を継続する。米日交渉が進展しない限り、日本は米日交渉を中止し、経済戦争を断行する。

日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。日本は米日交渉を断行するに十分な準備が整っている。

105c

1532

電	通	信	案	外	務	省
送	一	破	環	一	直	向
二	三	四	五	六	七	八
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十

Handwritten notes in Japanese characters, including "1532" and "105c".

(日本標準規格B5)

0 1762

8

105d

高鉢松平

1532

電	通	信	案	外	務	省
送	一	破	環	一	直	向
二	三	四	五	六	七	八
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十

Handwritten notes in Japanese characters, including "1532" and "105d".

(日本標準規格B5)

0 1761 90

7

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

105 e

1532

電 信 案

外 務 省

予ニ於テ時艱ニ臨ミ、室カト自信トテ欲クカガハ
 動ニエシレハ果樹ニ類ニテテ設解ニ居ルカ如ク我
 テ體念エシテ出ツルモノニテテ我ガ一方的議考ハ
 議考ヲ敢テスル所以ノモノハ、一、太平洋ノ平和維持
 或政府カ能ク遠慮意ヲ板滯シテ莫ク困難ナル
 長意ニ懸念ヲ感スルモノトテ、然レモ均ク
 吾等ノ主張ヲ固執スルニ當テ、此等トテテ
 又、元ノ概ラテテナリ

(日本標準規格 B5)

U 1764 93

10

105 d

1532

電 信 案

外 務 省

今次所斷、成否ハ希ニテ、
 予ニ於テ時艱ニ臨ミ、室カト自信トテ欲クカガハ
 動ニエシレハ果樹ニ類ニテテ設解ニ居ルカ如ク我
 テ體念エシテ出ツルモノニテテ我ガ一方的議考ハ
 議考ヲ敢テスル所以ノモノハ、一、太平洋ノ平和維持
 或政府カ能ク遠慮意ヲ板滯シテ莫ク困難ナル
 長意ニ懸念ヲ感スルモノトテ、然レモ均ク
 吾等ノ主張ヲ固執スルニ當テ、此等トテテ
 又、元ノ概ラテテナリ

(日本標準規格 B5)

U 1763 92

9

105 f

1532

電 信 案

此上 外務省 仰前
 アラユコトヲ以テスル
 松塔兵衛少将 仰前
 仰前

電 信 案

又如上、増設ニテ、量上候ノ便命リ、
 仰前
 仰前

此上 外務省 仰前
 仰前
 仰前

仰前
 仰前

(日本標準規格B5)

U 1766 95

12

105 f

1532

電 信 案

仰前
 仰前
 仰前
 仰前
 仰前
 仰前

電 信 案

仰前
 仰前
 仰前
 仰前
 仰前

仰前
 仰前
 仰前
 仰前
 仰前

仰前
 仰前
 仰前
 仰前

(日本標準規格B5)

U 1765 94

11

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

會見時日折合セリリの上は右直ニ考テ之を
 庶ク申合得ノ支障經過ハ白編 貴方ニ於テ新
 措置リ取ル際ハ速ニ報告ノ上 聯絡ヲ取ルニ度
 又 申上道ニテハ考テ訓令ニハ 署名ニ於テ
 大 我々亦亦ハ先ツ 申合(會)後方 A()ヲ授不
 子 之ヲ以テ合得ノ論ニ 呈例ニ於テ右ノ若 難色下
 リ支障取立ノ是也
 際ハ 豫メ 請訓ノ上 乙部(會)後方 B()ヲ授不
 又ラシ度ク 至セ 細ハ 別ニ管ニテ 仰承知ナリ度シ

會議終了次第の果、旨追電ス
 力トシ長シト會見ニ 我々ノ決意ヲ 充分徹底ニシメ
 極力支障ノ是速ニ合得ヲ 討ニル 協働ニ度シ
 共ニ向 支障ノ重ニ極ニ 鑑ミ 貴地ノ 折衝ト 進行シ
 本大臣ニ於テ 東京ニ於テ 在東京子孫ニ於テ 例如
 〃辭被ニシル方々 莫不工候ニ 利用スルヲ 針直
 上會談ヲ 行フニ 度ニ 知ルニ 付 示約 府ニ 仰ト

106

1532

(分類)

為 査

電 信 案	遺 憾 ニ シ テ 會 議 中 之 ヲ 阻 止 セ シ ム 中 ニ 對 シ テ 果 然 ト ス ル ヲ 期 ス	本 大 臣 ヨリ 最 近 日 米 間 係 カ 變 悪 化 シ テ 日 米 間 係 ノ 好 ム ク シ ム ノ 願 ハ ス	一 三 十 日 外 交 省 接 見 ノ 際 在 京 米 國 大 使 ト 會 談 中	暗 電 送 第 4 1 7 4 7 - 8 號	主任	電 信 課 長
				平 日 和 1 6 年 1 0 月 2 日 1 1 時 5 0 分 發 件 名 宛	在 米	野 村 大 使
外 務 省	結 果 ヲ	要 求 ス ル キ		記 録 件 名	發	昭 和 十 六 年 十 月 三 日 起 草
				英 米 大 使 ト 會 談 ノ 件	東 郷 大 臣	

(日本標準型 B5)

0 1769 98

15

REEL No. A-0290

108

3

1532

9571

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

領土の一部を拘ラス 蘇聯に相当兵力ヲ駐留セシ
 ナ居ル米側カ実情ヲ認識シ 善処セヨトテ
 同大使ハ之ヲ傾聴シテ本草案ニ協力
 ヲ約シタル上 華府及東京ニ於テ並行的ニ話合ヲ続
 行スルコトニ度シト答ヘタリ

ニ 二十九日在京英國大使ト會見シ際 本大臣ヨリ
 米側ノ態度ハ兎角理論的ニ過ルル嫌アリテ日米

氏ニ對シテハ... 蘇聯ニ對シテハ... 駐留セシ
 ナ居ル米側カ... 實情ヲ認識シ... 善処セヨトテ
 同大使ハ之ヲ傾聴シテ本草案ニ協力
 ヲ約シタル上 華府及東京ニ於テ並行的ニ話合ヲ続
 行スルコトニ度シト答ヘタリ

0 1771 100 17 01 0 1510

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

109
4

1532

電信案

外務省

交渉ハ今以テ妥結ノ見込立タス事態甚ク憂
慮スヘキモアル也 交渉不調トモテラハ不慮ノ情執力
展開ヲ見ルコトナキヲ保セズ 右ハ極東ニ重ク要
利益ヲ有スル英國トシテモ好マサル所ナルヘク此際
英國カ日英米三国關係ノ改善及世界平和維持
ノ爲メニ如何カセラルルコト痛クナルヘントハ一タルニ對シ
同大使ハ早速伊等本国政府ニ申進ムヘント約シ

(日本標準規格B5)

0 1772

101

18

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

110

5

1532

2271

電信案

外務省

辭去シタルカ本大臣ハ三十日会談ノ際重クテ
 同趣旨ヲ諒テ事態切迫ニ依リテ此上ノ遷延
 ヲ許ササル次ヲ強ク印象セシメ置キタリ
 英ノ輻電アリタリ

英國ノ日英三國協定ノ改訂ニ對シテ
 英領土内ニ在リテ英國ノ領土ニ屬スル
 英領土内ニ在リテ英國ノ領土ニ屬スル
 英領土内ニ在リテ英國ノ領土ニ屬スル
 英領土内ニ在リテ英國ノ領土ニ屬スル

(日本標準規格B5)

0 1773 102

19

101

0 1115

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

電信課長

(總33566) 1532

昭和十六年十一月三日 前後 華府 發
十一月四日 前 養本 省 著 (機)

極秘 館長符號

車 郷 外務大臣

野村 大 使

次官 亞米利加局長

第一〇二一號

二、三日中「ハル」面談ノ續リナルカ出来
得レハ夫レ迄ニ新方針決定ノ方針御回
訓ヲ得度ク若シ左運ニ到ラサル場合ハ

0 1774 103 '20

113

次官
亞米利加局長

1532

(總33567)

電信課長

昭和十二年十一月三日 午前 三時 府發

十一月四日 午後 本省著 (機)

極秘 館長符號

外務大臣

野村大使

第一〇二九號

專電第七二一號

一、交與公文案ハ在使コリセリ取次ヲ拒否

セリト通リナリ先方トシテハ

手廻シ
野村大使
十一月三日
午後三時
府發

0 1776 105 ... 22

114

1532

同安中、其ノ儘ニ居リ此ノ點ニ	ハシラハ其ノ後双方案對立ノ儘ニテ	推移シ居ル迄ナリ	三項目履同ニ六月二十一日安中附申	セト一休ヲ成スモノヒテ先方ハ依然我方ノ	説明ヲ求メ居ル迄ナリ (了)
----------------	------------------	----------	------------------	---------------------	----------------

館長特設電信

0 1777 106 ... 23

先言

1928

東京新聞
第一〇二八號

本報社務大組

運入封

十一月三日 日蘭本 當番

116

1532

熟議ニ熟議ヲ重ネタル結果茲ニ政府大本營一致ノ意見ニ基キ日米交渉對案（別電第A、B、號）ヲ決定シ右ハ五日開催ノ豫定ナル

御前會議ニ於テ帝國ノ爾餘根本ト共ニ其ノ確認ヲ俟ツノミナリ居

レリ

ニ帝國内外ノ事態ハ極テ急迫ヲ告ケ今ヤ一日ヲモ曠クスルヲ許サザル状態ニアルモ帝國政府ハ日米間ノ平和關係ヲ維持セントスル誠意ノ結果交渉ヲ繼續スルモノナルガ本交渉ハ最後ノ試ニシテ我對

0 1779 108

25

1532

電送第 41798 號 昭和十六年 1 月 4 日 午後 6 時 0 分發	主管 亞米利加局長 主任 第一課長	宛 野村大使	發 東郷大臣
件名 日米交渉 （最終訓令發出ノ件）	記録件名		
往電第七二二號ニ關シ	（館長符號）		
一、破綻ニ瀕セル日米國交ノ調整ニ付テハ日夜腐心シ居ル處内閣ニ於テハ國策ノ根本方針ヲ審議スル爲メ連日大本營聯絡會議ヲ開催シ			

0 1778 107

24

118

1532

電信案

來リタルニ拘ラス米國政府ハ之ニ對應スル所ナク終始當初ノ主張ヲ因執シ居ル實狀ニシテ我方朝野ニモ其眞意ニ疑惑ヲ感スルモノ
 尠ラサル讓ナリ然ルニモ拘ラス我政府カ飽迄誠意ヲ披瀝シテ更ニ
 困難ナル讓歩ヲ敢テセル所以ノモノハ一ニ太平洋ノ平和維持ヲ顧
 念スルニ出ツルモノニシテ我方ノ一方的讓歩ハ動々モスレハ米側
 一部ニ於テ誤解シ居ルカ如ク我方ニ於テ時艱克服ノ實力ト自信ト
 ヲ缺クカ爲ニハ斷シテアラス帝國ノ隱忍ニモ自ラ限度アリ其存立

外務省

日本標準規格B5

0 1781 110

27

117

1532

電信案

案ハ名實共ニ最終案ナリト御承知アリタク之ヲ以テシテモ猶急速
 妥結ニ至ラサルニ於テハ遺憾乍ラ決裂ニ至ルノ外ナク其結果兩國關
 係ハ遂ニ破綻ニ直面スルノ已ムナキニ立至ルモノナリ即今次折衝
 ノ成否ハ帝國國運ニ甚大ノ影響アリテ實ニ皇國安危ノ分岐點ナル
 モノナリ
 三、日米交渉ハ開始以來既ニ半歲ヲ超エ遷延久シキモノアル處帝國政
 府ハ之カ急速妥結ヲ計ル爲メ從來難キヲ忍ビテ讓歩ニ讓歩ヲ重ネ

外務省

0 1780 109

26

120

1532

電 信 案

其尙交渉ノ重大性ニ鑑ミ貴地ノ折衝ト並行シ本大臣ニ於テモ東京ニ
ノ急遷妥結ヲ計ラルル様御努力アリ度シ

領及「ハル」長官ト會見シ我方ノ決意ヲ充分徹底セシメ極力交渉
議終了次第其ノ旨追電スヘキニ付此上速ニ「ロースベルト」大統
ノ上最善ヲ盡クシテ御努力アラムコトヲ期待スルモノナリ御前會
ノアリ御苦心ハ深く諒トスル所ナルカ此上共右諸點篤ト御諒承
四如上ノ次第ニテ貴大使ノ使命ハ帝國國運ノ進展ニ極テ重大ナルモ

(日本標準規格B5)

0 1783 112

29

111

1532

電 信 案

ト權威トハ必要ニ依リテハ犠牲ノ如何ヲ問ハス擁護セサルヘカラ
サル次第ニシテ米國政府ニシテ此上帝國ノ立場ヲ無視スルノ態度
ニ出ツルニ於テハ交渉ノ餘地ハ絶無ト言フノ他ナク今ヤ帝國ハ能
フ限りノ友誼的精神ヲ發揮シ進テ能フ限りノ讓歩ヲ爲シ以テ局面
ノ平和的收斂ヲ計ラント欲スルモノナルヲ以テ交渉最後ノ段階ニ
臨ムニ當リ米國政府ニ於テ日米關係交維持ノ大局的見地ヨリ驟然
省局面ノ極テ重大ナルニ願ミ善處センコトヲ要望スルヤ切ナリ

外 務 省

(日本標準規格B5)

0 1782 111

28

122

1532

電信案

外務省

六我方對案ハ先ツ甲案（別電第A號）ヲ提示シ之ヲ以テ妥結ヲ試ミ
 米側ニ於テ右ニ著キ難色アリ交渉成立ノ見込ナキ際ハ豫メ請訓ノ
 上乙案（別電第B號）ヲ提示セラレ度ク委細ハ別電ニテ御承知ア
 リ度シ

日本標準規格B5

0 1785 114

31

121

1532

電信案

外務省

於テ在京米國大使ト本交渉ハ英國モ事實上ノ當事者タルニ鑑ミ
 又同國ハ極東ニ甚大ナル權益ヲ有スルヲ以テ側面ヨリ斡旋セシム
 ル爲メ英國大使ヲモ利用スル方針ナリト會談ヲ行フ豫定ナルニ
 付米政府當局ト會見時日打合せナリタル上ハ右直ニ當方ニ電報ヲ
 リ度ク今後ノ交渉經過ハ勿論貴方ニ於テ新ナル措置ヲ取ル際ハ逐
 一報告ノ上聯絡ヲ取ラレ度シ又申上迄モオク當方訓令ハ嚴守アリ
 度ク貴方ニ於テ取捨選擇ノ餘地ハ合際ナキモノト御承知アリ度シ

日本標準規格B5

0 1784 113

30

24

2

1532

以テ修正セル最後の讓歩案ニシテ懸案ノ三問題ニ付キ
 我方主張ヲ左記ノ通り緩和セルモノナリ

(一) 通商無差別問題

九月二十五日案ニテ到底妥結ノ見込ナキ際ハ「日本
 国政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セラルモノナルニ
 於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルル
 コトヲ承認ス」ト修正ス

日本標準規格B6

0 1787 116

33

123 E. 1165

153

電 信 案

甲案

本案ハ九月二十五日我方提案ヲ既往ノ交渉経過ニ
 ヲリ判明セル米側ノ希望ニ出來得ル限リナシトスル趣旨ヲ

電 信 案

在米
 野村大使
 東郷大臣

別電(第七五六三三)館長符號

電送第41928-41931

昭和十六年十一月九日 9時45分

主任 野村大使

昭和十六年十一月

日起草

日本標準規格B6

0 1786 115

3

126

4

1532

電信案

以外務省

以內之ヲ完了スヘシ

同時ニ日支間一別ニ定メラルル所ニ從ヒ撤去ヲ開始シ二年

去後所要期間駐屯スヘシ爾餘ノ軍隊ハ平和成立ト

及蒙疆ノ一定地域及海南島ニ關シテハ日支間平和成

支那事變ノ爲支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ北支

(A)支那ニ於ケル駐兵及撤兵

本件ハ左記ノ通り變知ス

日本標準規格B5

0 1789 118

35

125

3

1532

電信案

以外務省

(二) 三國條約ノ解釋及履行問題

我方ニ於テ自衛權ノ解釋ヲ濫リニ擴大スル意圖ナキコトヲ

更ニ明瞭ニスルト共ニ三國條約ノ解釋及履行ニ關シテハ從

來屢々説明セル如ク帝國政府ノ自ラ決定スル所ニ依リテ

行動スル次第ニシテ此點ハ既ニ米國側ノ了承ヲ得タル

モノナリト思考スル旨ヲ以テ慮酬ス

(三) 撤兵問題

日本標準規格B5

0 1788 117

34

128

6

1532

電 信 案	全世界通用ヲ モナルカ 後者ニ付テハ 十月二日附米 條件トセ	密關係ニ関スル 從來ノ主張ハ之ヲ 撤回シ無差別原則ノ	(一) 通商無差別原則ニ付テハ 地理的近接ノ事實ニ依ル 緊	ニ、右説明	力回避スルモノトス	タルト又ハ其他ノ 聲明ヲトフ間ハス 中ニ包含セシムルコトハ 極	尙四原則ニ付テハ 之ヲ日米間ノ正式 締結事項ハ了解案
-------------	--------------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	-------	-----------	------------------------------------------	----------------------------------

日本標準規格B5

0.1791 120

37

127

5 ✓

1532

電 信 案	テハ直中ニ之ヲ 撤去スベシ	変ニシテ解決スルカ 又ハ公正ナル極東 平和ノ確立スルニ 於	佛領印度支那ニ派遣 セラレ居ル日本國 軍隊ハ支那事	日本國政府ハ佛領 印度支那ノ領土主 權ヲ尊重ス、現ニ	(B) 佛印ニ於ケル 駐兵及撤兵	年ヲ別途トスル モノナル旨ヲ以テ 應酬スルモノトス	(註) 所要期間ニ付 米側ヨリ質問アリ タル場合ハ概ネ二 十五
-------------	------------------	----------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------	---------------------------------	------------------------------------------

日本標準規格B5

0.1790 119

36

130

△並利限本
久駐兵ニカ
与ラ仰有テ
括出努力
致ス

8

1532

本件ニ各結ヲ見ルハキモト信ス

(三) 撤兵問題ハ或ハ依然難點トナルヤニ知レサルモ我方ハ米側カ不確定期間ノ駐兵ヲニ強ク反對スルニ鑑ミ駐兵地域及期間ヲ示シ以テ其ノ疑惑ヲ解カントスルモノナリ、撤兵ヲ建前トシ駐兵ヲ例外トスル方米側ノ希望ニ副フハキモ右ノ小容易ニ軍側ノ同意ヲ得ル能ハズ也

駐兵ノ要期間ハ此點ニカ交渉成立ノ難點トナル際ハ

電信案 一ハ飽ク迄所要期間ナル抽象的意味ニテ

(日本標準規格 B5)

0 1793 122

39

129

9

1532

政府覺書中ニ「日米何レカ特定地域ニ於テ一ノ政策ヲ取ルニ拘ラス他地域ニ於テ之ト相反スル政策ヲ取ルハ面白カラストノ趣旨ノ記述アルニ徴スルモ何等反對ナルヘウ従テ本件ニ付テハ之ニテ合意成立スルモノト信ス

(二) 三國條約ノ問題ニ付テハ屢次貴電ニ依リハ米側ハ我方提案ニテ大体満足シ居ルヤノ趣旨ニ付自衛權ノ解決ヲ濫ニ擴大スル意思固ナキトテ一層明確ニスルニ於テハ

電信案 一

外務省

(日本標準規格 B5)

0 1792 121

38

132
10

1532

電	信	案										依り連ニ交渉 ^三 締結ニ導ク様切望ス					底不可能ナリ 依テ米側ヲシテ右ヲ諒解セシメ本案ニ						ニシテ此點ハ国内政治上我方トシテハ此上ノ讓歩ハ到
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--	--	--------------------------

日本標準規格B5

0 1795 124

41

131
9

1532

電	信	案																				少輕減 ^レ 得 ^レ 見 ^込 ナ ^キ ナ ^ラ ズ
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------

日本標準規格B5

0 1794 123

40

REEL No. A-0290

134

1532

電 信 案 外 務 省

ノ獲得力保障セラル様相互ニ協力スルモノトス

(二) 日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資
太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハレルコトヲ確約ス

(一) 日米兩國政府ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南
案出セル第二次案ニシテ内容左ノ通り

以テ事ノ發スルヲ未然ニ防止スル必要アリトノ見地ヨリ
甘ナル情勢ナレニ銀ニ何子カノ代案ヲ急速成立セシメ
案出セル第二次案ニシテ内容左ノ通り

0 1797 126

43

133

1532

(分類)

電 信 案 外 務 省

本案ハ甲案ノ代案トモ稱スヘク若シ米側ニ於テ甲
案ニ著シキ難色ヲ示ストキハ事態切迫シ遷延ヲ許
一乙案

別電 第七Bニテ

電送第 41926 號
昭和十六年十一月四日午後八時三十分發

在米 野村大使

東郷大臣

館長符號

0 1796 125

42

136

4

1532

電信案

履行ニ関スル規定ヲ追加挿入スルモノトス

セリル通商無差別待遇ニ関スル規定及三國條約ノ解釈

(一) 必要ニ應ジテハ新條會議決定ナリ(中)案中ニ包含

支ナキ

往(別電ヲ七二六號甲案)

相續ノ地ヲ結集シ日本軍ヲ撤退スル旨ヲ約束シ差

立スルカ又ハ太平洋洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル

上ハ前記日本軍隊ヲ撤退スル旨ヲ約束シ差

相續ノ地ヲ結集シ日本軍ヲ撤退スル旨ヲ約束シ差

日支間和平成

0.1799 128

45

イキ (内) 陸軍

3

1532

電信案

備考)

(一) 必要ニ應ジテ本取極成立セシム

イキ

米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス

(四) 米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ関スル努力ニ支障ヲ與

ズルカ如キ行動ニ出アサルヘシ

(三) 日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資産凍結前

ノ状態ニ復歸スヘシ

0.1798 127

44

137.6

6

1532

電 信 案

ル趣旨ニ出ツルモノナリ

外 務 省

急迫セル事實ヲ切實ニ認識セラルル必要アリ。尙本案ニ依リ緊張緩和ヲ見タル上ハ更ニ全般協定締結ノ為メ交渉ヲ継続スベキハ勿論ノ儀ニシテ即チ本案ハ現在、一觸即發的緊張ヲ緩和シ日米間ノ空氣ノ改善ヲ計リ以テ時局ノ餘裕ヲ作りタル上ニテ兩國協力シテ太平洋全局平和ノ強固ナル基礎ヲ築カントス

日本標準規格 B5

0 1801 130

47

137.6 a

5

1532

電 信 案

右説明

米國側ハ太平洋全局平和維持ニ関スル全般協定ノ締結ヲ希望シ居リ局地的取極ノ提案ニ對シテハ從來冷淡ナル態度ヲ持シ居リタル処甲案ニ依ル全般協定ノ急速成立ノ見込ナシトセハ此際或種ノモリス・ウイグイエンディヲ以テ一層彼局ヲ救フノ他ナク米側ヲ以テ本案ヲ受諾セシムルカ為メ情勢ノヒ具ニ

外 務 省

日本標準規格 B5

0 1800 129

46

1532

電送第 41926 號

昭和16年11月4日

(別電) 第七二七	在米	野村大使	東郷大臣
乙案			

主任 張刺加局長

本案ハ甲案ノ代案トモ稱スヘク若シ米側ニ於テ
案ニ著シキ難色ヲ示ストキハ事態切迫シ遷延

40

0 1796 125

1532

電送第 41926 號

昭和16年11月4日

(別電) 第七二七	在米	野村大使	東郷大臣
乙案			

主任 張刺加局長

本案ハ甲案ノ代案トモ稱スヘク若シ米側ニ於テ
案ニ著シキ難色ヲ示ストキハ事態切迫シ遷延

48

0 1802 131

REEL No. A-0290

ヤル情勢ナルニ鈕ニ何子カノ代案ヲ急速成立セシメ
以テ事ノ發散スルヲ未然ニ防止スル必要アリトノ見地ヨリ
案出セル第二次案ニミテ内容左ノ通り

(一) 日米兩國政府ハ孰レニ佛印以外ノ南東亞細亞及南
太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハルコトヲ確約ス

(二) 日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要ナル
ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力ス

電信案

(三) 日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前
ノ状態ニ復歸スヘシ

米國政府ハ所望ノ石油ノ對日供給ヲ約ス

(四) 米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ関スル努力ニ支障ヲ與
フルカキ行動ニ出アザルヘシ

備考

(一) 必要ニ應ジ本取極成立セシム

電信案

137a

1532

右説明

米國側ハ太平洋全局平和維持ニ関スル全般的協
定ノ締結ヲ希望シ居リ局地的取極ノ提案ニ対シ
テハ從來冷淡ナル態度ヲ持シ居リタル処甲案ニ依ル
全般的協定ヲ急遽成立ノ見込ナシトセハ此際或種
ノモトス。ウイワイエンディヲ以テ一極局ヲ救フノ他ナク
米側ヨリテ本案ヲ受諾セシムルカ爲メ情勢ノト異ニ

日本軍機密第55号

1800 129

53

136

1532

相續不地帯ヲ結果ニ由リテ日本側ニ有利ナル日支間和平成
立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル
上ハ前記日本軍隊ヲ撤退スル旨ヲ約束シ差
支ナシ

(注) 別電カ七二六號甲案
(三) 必要ニ應ジテハ所懸會議決定す(甲)案中ニ包含
セラル通商無差別待遇ニ關スル規定及三國條約ノ解
及履行ニ関スル規定ヲ追加挿入スルモノトス

日本軍機密第55号

1799 128

52

1532

尚本草案提出ノ豫メ請計ヲ行ハシ

御考ヲ考出申

南米案估者(1)ノ佛印駐在員ニ此節ヲ移駐付

テハ當例ノ如ク難色ヲ示シテ不承認セシム

0 1802 131-1

55

1376

1532

電 信 案

外 務 省

急迫セル事實ヲ切實ニ認識セラルル必要アリ尙本案ニ依リ緊張緩和ヲ見込ム上ハ更ニ全般協定締結ノ為メ交渉ヲ繼續スルハ勿論ノ儀ニシテ即チ本案ハ現在一觸即發的緊張ヲ緩和シ日米間ノ空氣ノ改善ヲ計リ以テ時局ノ餘裕ヲ作りタル上ニテ兩國協力ニ及テ太平洋全局平和ノ強固ナル基礎ヲ築カントスル趣旨ニ出ツルモノナリ

0 1801 130

54

1532

電信課長

主任 第一課長

昭和十六年十一月四日

131-2

105

107

電送第 47788 41797	號 時分	主管 亞米利加局長
年 月 日	宛 在 野 村 大 使	主任 第一課長
件 名 日 米 交 渉 （最終訓令發出ノ件）	發 東 郷 大 臣	（館長符號）
往電第七二二號ニ關シ		
テハ國策ノ根本方針ヲ審議スル爲メ連日大本營聯絡會議ヲ開催シ		
ニ破綻ニ瀕セル日米國交ノ調整ニ付テハ日夜腐心シ居ル處内閣ニ於		

電信課長

主任 第一課長

昭和十六年十一月四日

131-2

105

107

REEL No. A-0290

141

Sep. 10 - 1926 - 大田
秋の支那 - 27. 米俵
の支那

1532

1532
1532
1532
1532

(分類)

電 信 案	往電第七二五號ニ関シ	暗 電 第 41934 號	主管 野村 大 使
		昭和十六年十一月四日午後十一時二十分發	主任 野村 大 使
外 務 省	本件交渉ニハ英國ニ事實上ノ当事者ナリ 又 同國ハ極東ニ甚大ナル權益ヲ有スルニ 本館長存號	第七三一 號	發 東 郷 大 臣
		大田 館長存號	

電信課長

發電係

昭和十六年十一月四日 起草

(日本標準規格B5)

0 1803 132

56

Handwritten notes at the top right of the document, including the number 1532.

1532

米倒ニ就テ
 必要ノ措置
 可キト取リ置キ
 外交上ノ結果
 回電ニ付シ

(甲案、乙案共)ヲ実施スルカ為ニ英ハ勿論葡元
 当事國トシテ了解事項ヲ実行スヘキ立場ニ在リ我
 方トシテハ此點ニ付確タル保障ナクシテハ單ニ米國政
 府トシテ了解達成シタルノ故ニ以テ安堵シ難シ執
 テハ米國政府ヨリ東葡葡ヲ不了解案中ニ英、葡國
 係事項ニ非ズル同時調印ヲ保障セラル事ノ措置ヲ
 講ズルニ必要アリ付此點米倒ニ外交上ノ結果
 果電回電ニ付シテ米國政府ニ付

部	外務省
課	東洋課
係	支那係
出	支那
日	昭和十六年十一月
時	日
分	時
秒	分

日本標準規格 B5

0 1804 133 57

133 0801 0

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

1532

1532

田代参事官

本電配布先 大臣、次官、南洋局長、歐亞局長、亞米利加
 局長、田代参事官
 (本電配布先 大臣、次官、南洋局長、歐亞局長、亞米利加
 局長、田代参事官)
 本電配布先 大臣、次官、南洋局長、歐亞局長、亞米利加
 局長、田代参事官
 (本電配布先 大臣、次官、南洋局長、歐亞局長、亞米利加
 局長、田代参事官)

1532

1532

昭和18 三三六六三 (機) 新嘉坡 十一月四日午後
 本省 五日前着
 東郷外務大臣 鶴見總領事
 第六七六號(極秘、館長符號)
 (英國備ノ我公館電話盗聴方ノ件)
 貴電合第二二五〇號ニ關シ
 本官官邸、事務所、職員住居等調査セルモ電話機其ノ他何等異狀
 ナク「マイク」裝置ノ形跡認めラレス
 尚官邸及事務所電話ハ當局ニ於テ秘密裡ニ聴取シ居ルコト略明カ
 ナルヲ以テ機密事項ハ絶對ニ通話セサル様注意シ居レリ(了)
 (本電配布先 大臣、次官、南洋局長、歐亞局長、亞米利加
 局長、田代参事官)

外務省

0 1806 135 59 82

0 1802 134

ニシテ我對案ハ名實共ニ最終案ナリト御承知下リタク之ヲ以テレ
 テモ猶急速妥結ニ至ラサルニ於テハ遺憾乍ラ決裂ニ至ルノ外ナク
 其結果兩國關係ハ遽ニ破綻ニ直面スルノ已ムナキニ立至ルモノナ
 リ即今次折衝ノ成否ハ帝國國運ニ甚大ノ影響アリテ實ニ皇國安危
 ニ係ルモノナリ

三、日米交渉ハ開始以來既ニ半歲ヲ超ユ遲延久シキモノナル處帝國政
 府ハ之カ急速妥結ヲ計ル爲メ從來難キヲ忍ビテ讓歩ニ讓歩ヲ重ク

(日本標準規格B5)

IMT 568

10

62

電 信 案

外 務 省

熟議ニ熟議ヲ重ネタル結果茲ニ政府大本營一致ノ意見ニ基キ日米
 交渉對案(別電第七二六號及第七二七號)ヲ決定シ右ハ五日開催
 ノ豫定ナル御前會議ニ於テ帝國ノ爾餘根本國策ト共ニ其ノ確切ヲ
 俟ツノミトナリ居レリ

三、帝國内外ノ事態ハ極テ急迫ヲ告ケ今ヤ一日ヲモ曠クスルヲ許サザ
 ル状態ニアルモ帝國政府ハ日米間ノ平和關係ヲ維持セントスル誠
 意ヨリ熟議ノ結果交渉ヲ繼續スルモノナルガ本交渉ハ最後ノ試ミ

(日本標準規格B5)

IMT 568

9

61

電 信 案

外 務 省

3116

ト權威トハ必要ニ依リテハ犧牲ノ如何ヲ問ハス擁護セサルヘカ
 サル次第ニシテ米國政府ニシテ此上帝國ノ立場ヲ無視スルノ態度
 ニ出ツルニ於テハ交渉ノ餘地ハ網無ト言フノ他ナク今ヤ帝國ハ能
 フ限りノ友誼的精神ヲ發揮シ進テ能フ限りノ讓歩ヲ爲シ以テ局面
 ノ平和的^的收拾ヲ計ラント欲スルモノナルヲ以テ交渉最後ノ段階ニ臨
 ムニ當リ米國政府ニ於テ日米國交維持ノ大局的見地ヨリ斷然^然臨
 局面ノ極メテ重大ナルニ願ミ善處セシコトヲ要望スルヤ切ナリ

電信案

外務省

IMT 568

12

64

3116

來リタルニ拘ラス米國政府ハ之ニ對應スル所ナク終始當初ノ主張
 ヲ固執シ居ル實狀ニシテ我方朝野ニモ其眞意ニ疑惑ヲ感スルモノ
 虧ラサル義ナリ然ルニモ拘ラス我政府カ飽迄誠意ヲ披瀝シテ更ニ
 困難ナル讓歩ヲ敢テセル所以ノモノハ一ニ太平洋ノ平和維持ヲ願
 念スルニ出ツルモノニシテ我方ノ一方的讓歩ハ動々モスレハ米側
 一部ニ於テ誤解シ居ルカ如ク我方ニ於テ時艱克服ノ實力ト自信ト
 ヲ缺クカ爲ニハ斷シテアラス帝國ノ隱忍ニモ自ラ限度アリ其存立

電信案

外務省

IMT 568

11

63

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター

3116

電 信 案

於テ在京米國大使ト會談ヲ行フ豫定ナルニ付米政府當局ト會見時
 日打合セナリタル上ハ右直ニ當方ニ電報アリ度ク今後ノ交渉經過
 ハ勿論貴方ニ於テ新ナル措置ヲ取ル際ハ逐一報告ノ上聯絡ヲ取ラ
 レ度シ又右様關係上手邊ヒツ避ケル爲メモ當方訓令ハ嚴守アリ
 度ク貴方ニ於テ取捨選擇ノ餘地ナキコトト御承知アリ度シ

外 務 省

(日本標準規格B5)

568

14

66

3116

電 信 案

四如上ノ次第ニテ貴大使ノ使命ハ帝國國運ノ進展ニ極メテ重大ナル
 モノアリ御苦心ハ深く諒トスル所ナルカ此上共右諸點篤ト御諒承
 ノ上最善ヲ盡クシテ御努力アラムコトヲ期待スルモノナリ御前會
 議終了次第其ノ旨追電スヘキニ付其ノ上速ニ「ロースベルト」大
 統領及「ハル」長官ト會見シ我方ノ決意ヲ充分徹底セシメ極力交
 渉ノ急速妥結ヲ計ラルル様御努力アリ度シ

五尙交渉ノ重大性ニ鑑ミ貴地ノ折衝ト並行シ本大臣ニ於テモ東京ニ

外 務 省

(日本標準規格B5)

568

13

65

REEL No. A-0290

秘

3116

往電寫

總番號 四一九二八
四一九三一

符號 (暗) 昭
和

十六年十一月 四 日後九 時四五分發

主米一

在米 野村大使

東郷外務大臣

第七二六號 別電、大至急、留長符號

一、甲案

本案ハ九月二十五日我方提案ヲ既在ノ交渉經過ニヨリ判明セル
米側ノ希望ニ出來得ル限リ「ミート」スル趣旨ヲ以テ修正セル
最後の讓歩案ニシテ懸案ノ三問題ニ付キ我方主張ヲ左記ノ通り
緩和セルモノナリ

(一) 通商無差別問題

九月二十五日案ニテ到底妥結ノ見込ナキ際ハ「日本國政府ハ

3116

無差別原則カ全世界ニ適用セラルルモノナルニ於テハ太平洋
全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス」ト修
正ス

(二) 三國條約ノ解釋及履行問題

我方ニ於テ自衛權ノ解釋ヲ擴大スル意圖ナキコトヲ更
ニ明瞭ニスルト共ニ三國條約ノ解釋及履行ニ關シテハ從來屢
屢説明セル如ク帝國政府ノ自ラ決定スル所ニ依リテ行動スル
次第ニシテ此點ハ既ニ米國側ノ了承ヲ得タルモノナリト思考
スル旨ヲ以テ應酬ス

(三) 撤兵問題

IMT 568

16

68

IMT 568

15

67

REEL No. A-0290

アジア歴史資料センター